第百二十七条第三項中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改め、同項第一号イ中「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に、「農業災害補償法第百三十六条」を「農業保険法第百九十三条及び同法第百四十一条の六」を「並びに同法第二百二条」に、「及び同法第百四十一条の六」を「並びに同法第二百二条」に改め、同号ロ中「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に、「農業災害補償法第百三十七条」を「農業保険法第百九十三条及び第二百六条」に、「及び同法第百四十一条の七」を「並びに同法第二百二条」に改め、同号ロ中「農業災害補償法第十三条（同法第十三条の六」を「農業保険法第十一条（同法第十七条」に改め、同号ハ中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改め、同条第六項第一号ハ中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改め、同項第二号イ中「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に改める。

第百二十九条第三項中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改め、同項第一号中「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に、「農業災害補償法第十二条第一項」を「農業保険法第十条第一項」に、「第十三条の二から第十三条の五まで」を「第十二条から第十六条まで」に改め、同項第二号中「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に改める。

第百三十条第二項中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改める。

第百三十四条第一項中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改め、同項第一号中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に、「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に改め、同条第二項中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改める。

第百三十六条第三項中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改め、同項第一号及び同条第四項第一号中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に、「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に改める。

第百三十七条第六項中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改める。

附則第四十一条の見出し中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改め、同条中「農業災害補償法第百五十条の三第一項」を「農業保険法附則第三条第一項」に、「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　前条の規定による改正後の特別会計に関する法律（以下この条において「新特別会計法」という。）の規定は、平成三十年度の予算から適用し、前条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定（以下この条において「旧農業共済再保険勘定」という。）の平成二十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧農業共済再保険勘定の平成三十年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、新特別会計法に基づく食料安定供給特別会計の農業再保険勘定（以下この条において「新農業再保険勘定」という。）の歳入に繰り入れるものとする。

2　旧農業共済再保険勘定の平成二十九年度の出納の完結の際、旧農業共済再保険勘定に所属する積立金は、新特別会計法第百三十四条第一項の規定により、新農業再保険勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

3　この法律の施行の際、旧農業共済再保険勘定に所属する権利義務は、新農業再保険勘定に帰属するものとする。

4　前項の規定により新農業再保険勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、新農業再保険勘定の歳入及び歳出とする。

5　附則第七条から第九条までの規定によりなお従前の例によることとされる旧法第百三十四条の規定による再保険事業及び旧法第百四十一条の四の規定による保険事業に関する経理は、新特別会計法第百二十四条第一項の規定にかかわらず、食料安定供給特別会計において行うものとする。この場合における同条第四項並びに新特別会計法第百二十七条第三項第一号並びに附則第四十一条の規定の適用については、新特別会計法第百二十四条第四項中「保険事業を」とあるのは「保険事業並びに農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号）附則第七条から第九条までの規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「旧農業災害補償法」という。）第百三十四条の規定による再保険事業及び旧農業災害補償法第百四十一条の四の規定による保険事業を」と、新特別会計法第百二十七条第三項第一号イ中「保険料を」とあるのは「保険料並びに旧農業災害補償法第百三十六条の再保険料及び旧農業災害補償法第百四十一条の六の保険料を」と、同項第二号イ中「保険金を」とあるのは「保険金並びに旧農業災害補償法第百三十七条の再保険金及び旧農業災害補償法第百四十一条の七の保険金を」と、同号ロ中「交付金」とあるのは「交付金及び旧農業災害補償法第十三条（旧農業災害補償法第十三条の六において準用する場合を含む。）の規定による交付金」と、新特別会計法第百二十九条第三項第一号中「もの」とあるのは「もの及び旧農業災害補償法第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条の二から第十三条の五までの規定により国庫が負担するもの」と、新特別会計法附則第四十一条中「交付金」とあるのは「交付金及び旧農業災害補償法第百五十条の三第一項の交付金」とする。

（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十三条　民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百四十一条（見出しを含む。）中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、同条のうち、農業災害補償法第八十七条の二第六項の改正規定を削り、同法第八十八条の改正規定中「第八十八条中「払戻し」を「払戻し」に、」を「第百十九条中」に改め、「「因つて」を「よつて」に」を削り、同法第百三十一条第二項の改正規定中「第百三十一条第二項」を「第百七十一条第二項」に改める。

第二百四十二条の見出し中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、同条中「の農業災害補償法」を「の農業保険法」に、「「旧農業災害補償法」を「旧農業保険法」に、「第八十七条の二第六項（旧農業災害補償法第百三十二条第一項及び第百四十一条の二において準用する場合を含む。）又は第百三十一条第二項（旧農業災害補償法第百四十一条第二項」を「第百七十一条第二項（旧農業保険法第百九十八条第二項（旧農業保険法第二百三条及び第二百七条において準用する場合を含む。）」に改める。

（農林水産省設置法の一部改正）

第二十四条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十三号中「農業災害補償」を「農業保険」に改める。

第六条第二項の表農漁業保険審査会の項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。

（政令への委任）

第二十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

総務大臣　山本　早苗
法務大臣　金田　勝年
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　山本　有二
内閣総理大臣　安倍　晋三

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成二十九年六月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七十五号

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第十二条」を削り、「第十三条―第十六条」を「第九条―第十二条」に、「青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務等（第十七条」を「青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置（第十三条」に改める。